

平成21年度第1回 国土交通省大臣官房官庁営繕部入札監視委員会
議事概要

開催日及び場所	平成21年8月5日(水) 中央合同庁舎第2号館官庁営繕部会議室																							
委 員 員	委員長 神田 良 (明治学院大学経済学部教授) 委員長代理 深尾 精一 (首都大学東京都市環境学部教授) 委員 石野 秀世 (独立行政法人産業技術総合研究所監事) 鈴木 博之 (青山学院大学総合文化政策学部教授) 廣田 達人 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究科法曹実務専攻准教授)																							
抽出案件	(備考)																							
	<table border="1"> <tr> <td>工事 [小計]</td> <td>3 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般競争</td> <td>2 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事希望型競争</td> <td>一</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指名競争(工事希望型競争以外)</td> <td>一</td> <td></td> </tr> <tr> <td>随意契約</td> <td>1 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンサルタント業務</td> <td>4 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>7 件</td> <td></td> </tr> </table>			工事 [小計]	3 件		一般競争	2 件		工事希望型競争	一		指名競争(工事希望型競争以外)	一		随意契約	1 件		コンサルタント業務	4 件		合 計	7 件	
工事 [小計]	3 件																							
一般競争	2 件																							
工事希望型競争	一																							
指名競争(工事希望型競争以外)	一																							
随意契約	1 件																							
コンサルタント業務	4 件																							
合 計	7 件																							
	意見・質問																							
委員からの意見・質問、それに対する国土交通省の回答等	別紙のとおり																							
委員会による意見の具申又は勧告の内容	別紙のとおり																							
	なし																							

別紙

委 員	国 土 交 通 省
<ul style="list-style-type: none"> ・官庁營繕部工事及び建設コンサルタント業務等の発注状況について (意見なし) ・指名停止等の運用状況について (意見なし) ・談合情報等の対応状況について (意見なし) ・再度入札における一位不動状況 (意見なし) ・工事種別ごとの低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況 <p>○低入札があり、特別重点調査を行った結果入札が無効とされた案件について、設計を見直して再発注し、当初無効とされた業者が今度は低入札には該当することなく落札するような場合には、落札者が適正な形で工事を行うことを担保するよう、発注者において何らかの対応をとる必要があるのではないか。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・抽出案件の審議 <p>①国立国会図書館東京本館新館改修(08) 機械設備工事</p> <p>○競争参加の資格要件だが、求めている施工実績の条件を満たすような工事を施工した業者は多くあるのか。</p> <p>②中央合同庁舎第5号館熱源改修(09) 電気設備工事</p> <p>○入札結果について、2回目の入札金額が1回目に比べかなり下がっているが。</p> <p>○改修工事のような場合、初めに図面を渡すだけでは工事内容が分かりにくいということがあるのではないか。</p> <p>○ここは誤解されやすいという情報は積み重なっていると思うが、そのあたりを活用することで、事前のある種の情報開示が可能かもしれない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●当該入札価格でも下請業者や労務者に不当なしづ寄せをしないなどの適正な形で工事を行うことができるという根拠が確認できない場合には、無効となることがある。再度の発注において不適切な形で工事が行われるおそれが高いと認められない金額での応札があった場合には、現行の制度では落札決定することになっている。 ●資格要件を設定する際には、該当する工事実績を有する会社が十数社あることを確認した上で実施している。 ●予定価格と、入札価格の間にかなりの開きがある場合には、設計内容等の意図するところが誤解されている可能性があるため追加説明をすることがある。今回も同様で、そこで正確に理解してもらい再度の入札を行っている。 ●希望者には現地確認を実施している。また、図面配布後、質問が出ればそれは回答させていただくこととしている。できる限り正確に読み取っていただく配慮はしている。 ●経験上誤解されやすい点というのは分かっているので、そのような条件をできるだけはつきり書き込んでいくこととしているが、網羅しきれない部分は残ってしまっている。業者の方々にも不明なことがあれば、質問をしていただくよう努めている。

③中央合同庁舎第1号館本館耐震改修（08）建築工事

- 従前の工事において、既存杭の状況が想定していたものと異なっていたとのことだが、それはどのような経緯で明らかになつたのか。
- 従前の工事の入札の時には、追加工事があるかもしれないということは分かっていたのか。
- 今回の工事は、従前行っている工事の契約変更とはならないのか。

④中央合同庁舎第1号館本館耐震改修（08）2回工事監理業務
(意見なし)

⑤平成21年度保全業務支援システム運用業務
(意見なし)

⑥衆議院新議員会館整備等事業（09）業績監視等補助業務

⑦参議院新議員会館整備等事業（09）業績監視等補助業務

- 最終的には衆議院に対する業務と、参議院に対する業務の額が同じだが、前年度についても同額だったのか。

○PFI事業者の財務状況についての報告書の確認というのは、報告書が正しい報告書なのかをチェックすることだとするなら、当初から携わってる者よりももつと第三者性がある者の方がよいのではないか。

○業績監視等補助業務ということは、監視の主体は国土交通省なのか。

●従前の工事において、工事中に既存杭の調査をすることとしており、調べたところ、設計において想定していたものと異なる部分がかなりあることが明らかになつた。

●ここまで規模の追加となることは想定していなかった。

●新規の工事種目であることから、変更ではなく、別の工事として取り扱っている。

●業務内容が同様であるので、同額となっている。それぞれの業務内容が異なった年は同額とはなっていない。

●PFI事業者は、業務要求水準書の規定により監査法人の監査を受けており、別途客観的な監査を受けている。我々の業績監視としては、PFI事業者の業務が業務要求水準等に照らして適切に行われているかどうかを監視するもの。そのためには、業務要求水準の作成等を実施し、かつ、業績監視等補助業務等を一貫して実施してきた者が判断できるものと考える。

●内容によって違つてくるが、今は建設中なので国土交通省である。維持管理段階では衆議院と参議院になる。